

令和7年度 大阪・関西万博イベント開催委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和7年度 大阪・関西万博イベント開催委託業務

(2) 事業の目的

2025年に開催される日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）において、SUPER LOCAL「極上の田舎、高知。」の魅力を強力に発信することで、県産品の販売促進や観光誘客につなげることを目的とする。

そのうえで、「どっぷり高知旅キャンペーン」や大阪・梅田のあんてなショップ「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」と連動したプロモーションの山場として、高知ならではの食や自然、歴史・文化など地域の魅力を訴求する催事を開催する。

なお、本催事は本県及び県内34市町村が連携して開催し、300年以上の歴史を誇る「高知の街路市（日曜市）」と、高知から日本全国さらには世界へと広がり、今も進化・発展し続ける祭り「よさこい祭り」を国内外に強く発信する。

(3) 事業内容

別添「令和7年度 大阪・関西万博イベント開催委託業務 公募型プロポーザル仕様書」に基づき、以下の業務を行います。

① 全体統括

本事業の業務すべてについて責任を負い、全体を統括する。

② よさこい演舞プログラム等の実施

大阪・関西万博の行催事コンセプトに沿って、高知発祥の「よさこい」の演舞プログラムを実施する。

③ 街路市ブースの実施

300年以上続く高知の街路市の趣を再現し、県内34市町村の豊かな地域文化を発信する飲食・体験ブースを運営する。

④ イベントにかかる広報等

催事開催の周知を図るため広報を行うとともに、催事後のプロモーションに活用できる記録映像の制作を行うこと。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

2 見積限度額

49,768,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

3 審査委員会の設置

別途定める「令和7年度 大阪・関西万博イベント開催委託業務 公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日（県の閉所日を除く。）以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者が県と改めて交渉を行います。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（別紙1）に該当しない者であること。
- (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領又はその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（別紙2）に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

日程：令和6年11月22日（金）午後2時～

場所：オンライン開催を予定（参加者は各社2名までとします。）

※ 説明会への参加を希望される事業者は「説明会参加申込書（別紙様式1）」を電子メールで次のとおり高知県観光振興スポーツ部国際観光課まで提出し、電話により着信を確認してください。

※ 説明会への参加は、当プロポーザル参加の必須要件ではありません。

※ オンライン説明会のURLは参加申込書をいただいた事業者にご案内します。

(1) 提出期限

令和6年11月20日(水)正午(必着)

(2) 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県観光振興スポーツ部国際観光課

担当者：奥・中西

TEL : 088-823-9047

FAX : 088-823-9256

E-mail : 020701@ken.pref.kochi.lg.jp

7 質疑と回答

質疑は、令和6年11月26日(火)の正午までに様式2により電子メールで受け付けますので、着信していることを必ず電話で確認してください。

質疑と回答の内容は、令和6年11月29日(金)までに高知県観光振興スポーツ部国際観光課ホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020000/020701/>)に掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

(1) 提出書類

①参加申込書(様式3)

②高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている場合は、登録されていることが分かる書類の写し(当該名簿に登録されていない場合は、資格審査を申請中であることが分かる書類(審査申請書等)の写し)

③申込者の概要(団体概要等)が分かる資料

(2) 提出期限等

①提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

②提出期限

令和6年12月3日(火)正午(必着)

③提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県観光振興スポーツ部国際観光課

担当者：奥・中西

(3) 資格要件の確認

高知県観光振興スポーツ部国際観光課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年12月6日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。なお、国際観光課からの電子メールを受信した申込者は、その旨を必ず電子メールにより返信してください。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

- ①参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさない提案者に対して、資格要件を満たさなかった旨及びその理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉所日を除く。）以内に、書面により知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。
- ②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日（県の閉所日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和7年度 大阪・関西万博イベント開催委託業務 公募型プロポーザル提案書作成要領」のとおりです。

10 審査

別途定める「令和7年度 大阪・関西万博イベント開催委託業務 公募型プロポーザル審査要領」のとおりです。

11 審査結果

令和6年12月27日（金）までに、対象者全員に審査結果をメールで通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

〔高知県情報公開条例〕

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

12 日程

令和6年11月18日（月）	公示・参加申込募集開始
令和6年11月20日（水）正午	プロポーザル説明会参加申込書の提出締切（必着）
令和6年11月22日（金）	プロポーザル説明会 ※オンライン
令和6年11月26日（火）正午	質疑書の提出締切（必着）
令和6年12月3日（火）正午	参加申込及び資格確認書類の提出締切（必着）
令和6年12月20日（金）正午	企画提案書の提出締切（必着）
令和6年12月26日（木）	審査会（プレゼンテーション）の実施（予定）
令和6年12月27日（金）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）

します。

- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第4号の規定（別紙3）により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式4により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に同条例に基づき県が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

14 お問い合わせ先

高知県観光振興スポーツ部国際観光課

担当者 奥・中西

TEL 088-823-9047

E-mail 020701@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合、又は指示した事項に違反した場合
- ②審査委員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③県職員に対して当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④審査結果通知までの間に、他の参加者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。